

奨学金返済支援制度規程

－ 全 － 51 : 1 . 0

| 承認 | 確認 |
|----|----|
| | |

2024年7月1日 発行

医療法人社団 SEISEN

改訂歴

| 年月日 | Page | 改訂内容 | 担当 |
|-----|------|------|----|
| | | | |

(総則)

第1条 この規程は、奨学金返済支援制度について定めたものである。

(奨学金返済支援制度)

第2条 奨学金返済支援制度（以下、「支援制度」という。）とは、自身の奨学金返済を見込む職員に対して、法人が返済額の一部を補助するために、奨学金返済支援手当（以下、「手当」という。）として支給する制度のことをいう。

(支援制度の対象者)

第3条 支援制度の対象者は、次の各号をすべて満たす者（以下、「支援対象者」という。）とする。

- 1) 就業規則第2条に定める職員であること
- 2) 採用内定者（中途採用を除く、新卒者のみ）であること
- 3) 大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）卒業者であって、今後奨学金返済開始が見込まれる者であること
- 4) 第4条の書類を提出した者であること

(書類の提出)

第4条 支援制度の適用を受けようとする支援対象者は、奨学金返済支援制度申込書（様式1）に必要事項を記入の上、奨学金を返済していることを証明する書類を添付して、法人が指定する日までに提出しなければならない。

- 2) 支援対象者は、奨学金を返済していることを証明する書類を、毎年、法人が指定する日までに提出しなければならない。
- 3) 支援対象者は、返済計画等の変更があった場合には、速やかに法人に申し出なければならない。

(奨学金)

第5条 本規程に定める奨学金とは、次の各号のいずれかに該当する奨学金をいう。

- 1) 日本学生支援機構の奨学金
- 2) 地方公共団体、大学及び公益法人、民間企業その他の奨学金貸与機関が貸与する奨学金
- 3) その他法人が認めるもの

(手当の支給)

第6条 奨学金返済支援手当の総額は、在学中に受給している奨学金の50%及び上限150万円までとする。

- 2) 手当は、前項の総額を支給期間（3年間の場合は36）で除した金額を毎月の通常の給与とあわせて支給する。

(手当の支給開始と期間等)

- 第7条 手当は、支援制度適用の申請のあった日の属する賃金計算期間に対応する月から開始し、入職3年が経過する日の前日の属する賃金計算期間に対応する月まで支援する。
- 2 前項にかかわらず、支援期間の途中で奨学金返済が終了した場合は、最終返済日の属する賃金計算期間に対応する月まで支援する。
 - 3 手当は、入職後3年間とする。なお、支給期間中に次の期間があった場合は、この期間は含まず3年間を算定する。
 - 1) 産前産後休暇期間
 - 2) 育児休業期間
 - 3) 介護休業期間
 - 4) 就業規則に定められた休業期間
 - 5) その他法人が認めた期間

(手当の返還)

- 第8条 支援対象者は、3年以内に依願退職または諭旨退職を問わず在籍を外れた時は、支給された手当を全額返済することとする。
- 2 手当を不正に受給した場合は、その全額の返還を命ずるとともに、就業規則に定める懲戒の対象とする。
 - 3 第10条に該当し、支援対象者の適用を解除された場合。

(手当の停止)

- 第9条 手当は、支給した支援対象者の奨学金の返済が確認できない場合は、当該期間の手当支給を停止する。停止事由が解消するまで、手当支給は再開しないものとする。

(手当の解除)

- 第10条 手当は、次の各号のいずれかに該当した場合に、支援対象者の適用を解除する。
- 1) 支援対象者が、採用内定を辞退された場合
 - 2) 支援対象者が、就業規則第2条に定める職員でなくなった場合
 - 3) 就業規則第99条各号及び第100条各号、第106条各号のいずれかに該当する場合

(規定の改廃)

- 第11条 本規程を改廃する場合の手続は、就業規則の変更手続によるものとする。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(様式 1)

医療法人社団 SEISEN 奨学金返済支援制度 申込書

年 月 日

医療法人社団 SEISEN

理事長 脇元 順一 殿

私は、医療法人社団 SEISEN 奨学金返済支援制度規程に基づき、奨学金返済支援手当の支給を受けたいので、下記の通り申し込みをいたします。

| | | | |
|-------|---------|-------|----------|
| 施設名 | | 所属 | |
| 住所 | 〒 | 氏名 | ⑩ |
| 最終学歴 | | 卒業年月日 | 年 月 日 卒業 |
| 奨学金名称 | | | |
| 奨学金団体 | | | |
| 返還期間 | | 返還金額 | |
| 返還条件 | 毎月 円を返還 | 最終返還日 | 年 月 日 |
| 備考 | | | |

※ 奨学金を返済していることを証明する書類の写しを添付すること